平成２２年（フ）第１８４号
宮崎県都城市北原町30街区16号　県営北原団地56―６―14号
債務者　木村　博輝
1　決定年月日時　平成22年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第１９０号
宮崎県都城市安久町4986番地
債務者　蔵重　三幸（旧姓坊野）
1　決定年月日時　平成22年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第６８号
鹿児島県奄美市名瀬柳町６番１号　２－５号
債務者　岡本　裕之
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２２年（フ）第７２号
鹿児島県奄美市名瀬佐大熊町20番５―53号
債務者　林　亮太郎
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第７９号
沖縄県国頭郡本部町字渡久地41番地　２Ｆ－Ｂ
債務者　永山　清美
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２１年（フ）第４６８号
神戸市西区玉津町今津583－９
債務者　望月美由紀（旧姓西内）
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第１５１号
兵庫県明石市小久保５丁目６番地の１　千鳥荘
債務者　關本　純也
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第１９６号
兵庫県明石市魚住町清水359番地の１　サニーパークＨ棟101号
債務者　山本　　登
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第１９７号
兵庫県明石市魚住町清水359番地の１　サニーパークＨ棟101号
債務者　山本　則子
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第２７１号
神戸市西区南別府１丁目15番地の５　306号
債務者　西元　英子（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第２８３号
兵庫県明石市大久保町江井島622番地
債務者　平位　　恵
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第３０１号
兵庫県明石市大久保町福田３丁目１番24―1005号、旧住所兵庫県明石市大久保町福田３丁目１番24―808号
債務者　上田　智子
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第３０４号
兵庫県明石市大久保町高丘７丁目８番地　71棟502号
債務者　野村千枝子
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第３１２号
神戸市西区森友１丁目72番地グレース参番館103号、旧住所神戸市西区北山台１丁目３番11号
債務者　大西　憲行
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第３１７号
神戸市西区玉津町小山431番地　ユニハイツ明石101Ｂ22号
債務者　中野　浩文
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第３１９号
兵庫県明石市相生町２丁目11番19―702号
債務者　近藤美由紀
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第１０２号
山口県柳井市伊保庄5200番地６、住民票上の住所山口県岩国市周東町上久原498番地９
債務者　深谷　祐人
1　決定年月日時　平成22年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
山口地方裁判所岩国支部